

医療事業推進委員会委員選任等に関する手続規程

制定施行 2019年10月20日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本栄養士会（以下「本会」という。）職域統括事業部運営規程第5条に定める職域事業推進委員会のうち医療事業推進委員会の委員の選任に関し、必要な事項を定める。

(選挙管理委員会)

第2条 事業推進委員会の委員の選任に関する事務は選挙管理委員会が行う。

2 選挙管理委員会の構成、職務は、役員選任総会決議にかかわる手続規程第4条、第5条を準用する。

(事業推進委員会委員の種別と数)

第3条 事業推進委員会委員の種別と数は以下の各号のとおりとする。

- 一 事業推進委員会委員長 1名
- 二 事業推進委員会副委員長 2名
- 三 地区別選出事業推進委員 7地区各2名（計14名）
- 四 全国選出事業推進委員 7名以内

2 第1項第1号の事業推進委員会委員長は、全国を選挙区として選挙により選出する。

3 第1項第2号の事業推進委員会副委員長は、全国を選挙区として選挙により得票数の多い者から2名を選出する。

4 第1項第3号の地区別選出事業推進委員は、定款施行規則第9章第43条第1項別表に掲げる地区ごとに選出する。

5 第1項第4号の全国選出事業推進委員は、全国を選挙区として選挙により得票数の多い者から7名を選出する。

(事業推進委員会常任委員の選出)

第4条 事業推進委員会常任委員は、3名とし、第3条第1項第3号及び第4号に定める委員の中から、互選により選出する。

(地区別選出事業推進委員の選出)

第5条 第3条第1項第3号に定める地区別選出事業推進委員の種別と数は以下の各号のとおりとする。

- 一 主事業推進委員（主幹事） 1名
- 二 副事業推進委員（副幹事） 1名

2 主事業推進委員及び副事業推進委員になろうとする者は、本会医療職域に所属し、就業先が、職域統括事業部運営規程別表（第2条）の医療でなければならない。

3 主事業推進委員及び副事業推進委員になろうとする者は、現に主事業推進委員である者の推薦を受けて、選挙公示に定められた期日までに、選挙管理委員会に届け出なければならない。

4 選挙管理委員会が前項の届け出を受理することにより、届け出た者は、第3条第1項第3号に定める地区別選出事業推進委員に選出されたものとする。

(候補者の要件)

第6条 第3条第1項第1号、同条同項第2号及び同条同項第4号の事業推進委員会委員の選挙の候補者となろうとする者は以下の各号を満たさなければならない。

- 一 本会医療職域に所属し、就業先が、職域統括事業部運営規程別表（第2条）の医療であること

二 第5条第3項に基づき地区別選出事業推進委員の被推薦者として選挙管理委員会に届け出た者でないこと

2 前項各号の要件は、立候補する選挙が実施される年の4月1日現在において満たさなければならない。

(全国選出事業推進委員の指名選任)

第7条 全国選出事業推進委員の立候補者数が定員を下回ったことにより全国選出事業推進委員に欠員が生じたときは、全国選出事業推進委員の選任にかかる選挙の終了後に、事業推進委員会の常任委員からなる指名委員会において、その欠員を充足すべき者を指名することができる。

2 前項により指名された者が、全国選出事業推進委員となることを応諾したときは、事業推進委員会は、その者を全国選出事業推進委員に選任することができる。

(事業推進委員会委員の欠員)

第8条 事業推進委員会委員が欠けたときの取り扱いは以下の各号のとおりとする。

一 事業推進委員会委員長が欠けたときは、新たに事業推進委員会委員長を選任するまでの間、あらかじめ事業推進委員会で決めた順位により事業推進委員会副委員長が事業推進委員会委員長の職務を行う。

二 事業推進委員会副委員長のうち1人が欠けたときは、残りの1人の事業推進委員会副委員長が、事業推進委員会副委員長の全部が欠けたときは、事業推進委員会委員長が、欠けた事業推進委員会副委員長の職務を行う。ただし、新たに1人又は2人の事業推進委員会副委員長を選任することを妨げない。

三 地区別選出事業推進委員の1人又は全部が欠けたときは、欠けた者が属していた地区から第5条第2項及び同条第3項に基づき地区別選出事業推進委員を選出する。この場合の届け出は事業推進委員会に対してこれを行うものとする。ただし、新たに委員が選任されるまで、欠けた者が属していた地区の残りの地区別選出事業推進委員が、欠けた地区別選出事業推進委員会委員の職務を行う。

四 全国選出事業推進委員が欠けたときといえども、それによって全国選出事業推進委員の数が半数以下になるなど特段の事情のない限り、欠けた者の後任の選任はこれを行わない。

2 前項の事業推進委員会委員が欠けたときには、任期中にその属する職域が医療以外になった場合を含む。この場合の取り扱いは、職域統括事業部運営規程第6条第5項の本文及びただし書きに依る。

(都道府県栄養士会医療職域組織書面票決代表者の選出等)

第9条 事業推進委員会は、職域統括事業部運営規程第9条第2項第2号の事務を行うに際し、都道府県栄養士会医療職域組織のリーダー(職域統括事業部運営規程第9条第1項第3号)に加えて、都道府県栄養士会医療職域組織書面票決代表者を同事務に関与させるものとする。

2 都道府県栄養士会医療職域組織書面票決代表者は都道府県栄養士会医療職域組織が適宜の方法により選出する。

3 都道府県栄養士会医療職域組織書面票決代表者の数は、所属数200人を超える都道府県に、200人までごとに1名とする。

4 都道府県栄養士会医療職域組織書面票決代表者数の基準となる所属数は、事業推進委員会委員長が定める年の2月末現在の数による。

(その他)

第11条 この規程に定めのない事項の取り扱いは、この規程の性質に反しない限り、本会役員選任総会決議にかかる手続規程に依る。